

## 空家等対策啓発チラシについて

### ■ 配布・啓発状況

#### (1) 啓発チラシ (案)

- ・相談窓口リーフレットの配布先と同様とする。

#### (2) 他課通知に空き家に関する案内の追記について

##### ① 令和4年度 固定資産税・都市計画税のお知らせ

<修正案>

**\*「空き家」のどうしよう？を相談できる窓口があります。**

市では専門的なアドバイスを無料で受けられるよう、相談窓口を設置しております。相続などの法律や手続き、不動産、建物、敷地境界、融資などの金銭面、維持管理など、まずは市環境政策課までご相談ください。

**\*空き家を適切に管理せず放置していると、敷地の固定資産税・都市計画税は約4倍になります。**

不適切な管理の空家等として、市が「特定空家等」に認定し勧告した場合、その敷地の住宅用地の固定資産税・都市計画税に対する課税標準額の減額の特例が適用外になり、税が約4倍になります。認定について詳しくは、市環境政策課まで。

##### ② 葬祭費支給決定通知書

令和4年4月より通知の裏面に記載

### ■ その他

#### (1) 空き家セミナー

- 令和3年度** ・令和3年9月5日開催予定が緊急事態宣言期間であったため中止  
・令和4年1月29日開催。参加者：セミナー13名、個別相談会11組

◇ 空き家セミナー・個別相談会 『空き家に関わるお金の話～将来、損しないために～』

日 時： 令和4年1月29日 (土) 午後

場 所： 市民プラザホール

実施団体： NPO 法人空家・空地管理センター (東久留米市共催)

参加費： 無 料